

## 緊急事態宣言期間延長による弊社対応について

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ご周知のことと存じますが、先日政府より新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の期間が、5月31日まで延長と発表されました。

弊社では、これまで土曜日の臨時休業や、営業部門の在宅勤務を実施してまいりましたが、今後他者とのさらなる接触低減への取り組みの為、引き続き土曜日の臨時休業期間延長と在宅勤務を拡大させて適用してまいります。

ローテーションでの出社体制の為、お客様の対応に遅れが生じる可能性があることを深くお詫び申し上げます。何かとご不便・ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

**臨時休業日：令和2年5月9日・16日・23日・30日 各土曜日**

尚、平日の営業時間(8:00～17:30)に変更はございません。

また、5月31日以降の営業につきましては通常営業の予定ですが、社会情勢を踏まえ、期間を延長する可能性がございます。